《史料紹介》

対馬宗家文書所蔵「宗助国戦死始末| 関連史料

石 田 徹

はじめに

本稿は、現在 NEAR センターが取り組んでいる、人間文化研究機構共同研究プロジェクト「北東アジア地域研究」の「北東アジアにおける近代的空間の形成とその影響」の一環で、筆者が「対馬宗家文書から見る北東アジア」について調査したものの一部である¹。

対馬宗家文書から「北東アジア」を考える場合、「朝鮮外交の最前線としての対馬」、「国外情報収集の場としての対馬」、「漂着・来航の場としての対馬」という観点から考えることができ、「漂着・来航の場としての対馬」という観点から検討した結果、江戸時代後期、19世紀前期の時点においても対馬においては「元寇」の衝撃が語り伝えられていることがわかった²。

本稿で翻刻紹介するのは、そうした「元寇の衝撃」の一端を感じさせる「宗助国戦死始末」と題する史料である。対馬宗家文書にはこの「宗助国戦死始末」と題する史料が対馬歴史民俗資料館所蔵の「近代文書」(以下、対馬「近代文書」)に2点、韓国国史編纂委員会(以下、国編)所蔵のもので4点の計6点、具体的には、対馬「近代文書」47-14、47-34-3と国編記録類(以下国編記)5105、5106、5107、5108(すべて史料名は同一で「宗助国戦死始末」)が存在する。以上6点のうち、国編記5105、5107、5108は半丁10行(罫線は青)の原稿用紙に、対馬「近代文書」47-14は半丁10行、1行20字(罫線は青)の原稿用紙にそれぞれ書かれており、残りの2点は和紙に書かれている3。内容的には、文永の役(文永11(1274)年)に際して宗助国らがどのように防戦し、そして最期を迎

¹ 他の成果として、石田徹「近世対馬における異国船来着とその対応——対馬宗家文書から考える『北東アジア』」『北東アジア研究』別冊第4号、2018年、同「対馬から考える『北東アジアの近代的空間』」『北東アジア研究』別冊第5号、2020年がある。なお、本稿は、2017年度島根県立大学浜田キャンパス公開講座:「元寇」を探求する(3)「対馬宗家文庫史料に見る元寇」で発表した内容の一部を元としている。

² 石田前掲「近世対馬における異国船来着とその対応」、236~239頁。

³ 国編記 5106 はマイクロフィルムからの推定であり現物を確認したわけではないが、対馬「近代 文書」47-34-3 と同種の形態と思われる。

えたのか、またその後彼等をどのように祀ったのかなどが記されている。

しかし、内容を検討してみると、上記 6 点の史料はすべて内容が微妙に異なっており、国編記 5108 を基本として、対馬「近代文書」47-34-3、国編記 $5105 \sim 5107$ の 4 点(以下、A系統とする)と対馬「近代文書」47-14 の 1 点(以下 B系統)とに分けることができる。また国編記 5108 と A系統については、その内容から、明治 17 (1884) 年 8 月 2 日以降に作成されたもので、①国編記 5108 →②国編記 5105 /同 5106 /対馬「近代文書」 47-34-3 →③国編記 5107 といった過程を経て加筆修正されていったのではないかと考えられる。

というのは、(1) 国編記 5108 には欄外の書き込みをはじめとする添削箇所が複数あり、(2) 国編記 5105・5106、対馬「近代文書」47-34-3 は①での添削が活かされた内容となっており、また、(3) 国編記 5107 は、国編記 5105 での修正部分と①の欄外の書き込みが活かされた内容となっているからである。ただし、国編記 5105 と同 5106 との先後関係ならびに A 系統の文書が作成後どのように用いられたのかについてはよく分からない。

①国編記 5108 \checkmark ②国編記 5105 \sim 5106 · 対馬「近代文書」47-34-3 \rightarrow ③国編記 5107(A 系統) 4 対馬「近代文書」47-14 (B 系統)

他方、B系統対馬「近代文書」47-14 は、上記①の元の表現がそのまま用いられる一方で、内容的には①~③にない叙述も多く、また割注も多用して典拠を記載するなどより詳細なものとなっている。その反面、①~③の文書末尾に記載されている明治 15 年と 17 年の小茂田浜神社関連の事項が記されていない。ただ、この B系統は、「宗助国戦死事績調査書」(県社小茂田浜神社社司下田淳太郎調進)に収録されている「宗助国戦死始末」と同一のものであり⁴、また「国家功労者贈位ノ義内申」に収録されている「故 宗助国」関連の文書や「小茂田濵神社宗助國及殉難者贈位之請願」にも同一ないし類似の内容が記されており⁵、A系統とは違って実際に用いられたことが確認できる。

この「宗助国戦死事績調査書」自体の由来は定かではないものの、「小茂田浜神社文書 1・対馬の古文書@126」に収録されている「祭神及由緒記」を見ると、宗助国の戦死の

^{4 「}宗助国戦死事績調査書」は、長崎歴史文化博物館所蔵『宗助国戦死事績調査書』(13-3203) と、同館所蔵の小茂田浜神社文書1 (対馬の古文書@126) に所収の「祭神及由緒記」とに収録されている。ただし前者は印刷された「宗助国戦死事績調書」を自家製本したものと思われる。

^{5 「}故 宗助国」『大正十三年皇太子御成婚贈位内申事績書十八』(国立公文書館デジタルアーカイブ: https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000019745)、「小茂田濵神社宗助国及殉難者贈位之請願」は「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、『叙位裁可書・明治二十九年・叙位巻十一』(アジア歴史資料センター https://www.jacar.go.jp/: レファレンスコードA10110569700)、18~21 画像目。

状況は、小茂田浜神社の社格を上げる運動の中で用いられていたようである。収録史料中の明治19年7月20日付「社格ノ義ニ付願」という史料には「……右祭神宗助国戦死ノ顚末等別紙ニ掲載スル如ク……」とあり、願書に続いてB系統の「宗助国戦死始末」が引かれている⁶。この「社格ノ義ニ付願」は、小茂田浜神社氏子惣代一宮久兵衛ら5名連名で長崎県厳原支庁長と長崎県少書記宛に提出されている⁷。推測の域を出ないが、「宗助国戦死始末」はこの「社格ノ義ニ付願」を提出する際に作成された可能性が考えられる。

B系統の「宗助国戦死始末」は、大正 13 (1924) 年 5 月 17 日に長崎県知事平塚広義が内務大臣水野錬太郎宛に提出した「国家功労者贈位ノ義内申」に記載されている「故宗助国」の「事績調書」中の「略伝」の内容とほぼ一致しており⁸、転載したものと考えられる。なお、宗助国への贈位自体は明治 29 (1896) 年 11 月 2 日付けですでに従三位が贈位されているが⁹、この贈位は北条時宗(贈従一位)と平景隆(壱岐守護代・贈正四位)と同時になされたものだった ¹⁰。

この贈位の経緯は以下の通りである¹¹。まず明治29年5月付で、対馬下県郡の根緒三郎・相良正樹・齋藤佳兵衛を初めとした対馬全島2241名の署名付き「小茂田濱神社宗助國及殉難者贈位之請願」が内務大臣板垣退助宛で作成され¹²、これが長崎県知事大森鍾一を介して板垣内相に送られる(明治29年6月6日付)。それを受けて板垣はこの請願を宮内大臣土方久元に移牒して詮議を依頼する(同年6月18日付)。土方宮相は、殉難者はともかく宗助国への贈位は行うべきであるという意見を枢密院議長黒田清隆(当時内閣総理大臣臨時代理兼任)に提出している(同年6月25日付)。そして、贈位案は明治29年10月23日付で裁可された。

この「請願」の中ではやはり文永の役の際の宗助国らの活躍について述べられているが、内容的には①→B系統の表現が比較的多く用いられており、さらに新たな表現も加わっている。ちなみに、この一連の過程で対馬島民が宗助国に贈位を求める理由が興味深

- 6 前掲「祭神及由緒記」。
- 7 ただし宛名については判読が困難なため、支庁長と少書記が別人なのか否かは判断できない。
- 8 前掲「故 宗助国」、16、22~23画像目。
- 9 『官報』第 4006 号、1896 年 11 月 4 日付、18 頁(国立国会図書館デジタルコレクション: https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2947288) 2 画像目。
- 10 前掲「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、1~6画像目。なお、宗助国への贈位については、明治25(1892)年6月に「信徒惣代」が対馬島司に請願し、それが同月28日付けで長崎県知事大森鍾一から内務大臣へ上申されていたようである。同16、21画像目。
- 11 同上「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」。
- 12 根緒三郎は旧対馬(厳原)藩士で明治10年に長崎裁判所十六等出仕となって以降裁判所判事を 歴任していた人物である(大植四郎編『明治過去帳:物故人名辞典』東京美術、1971年、999頁)。 また、相良正樹と齋藤佳兵衛も旧対馬(厳原)藩士で維新期の日朝外交刷新交渉などで登場する人 物である(『朝鮮事務書』など維新期の日朝外交関係史料参照)。

い。請願書には「今ヤ 聖恩延テ泉下ニ普ク古徃ノ忠良叙位ノ恩命ヲ蒙ルモノ殆ト其漏ル、所ヲ見ス。獨如何セン身命ヲ外寇ニ致シテ以テ國體ヲ保維シ國威ヲ宣揚スル助國ノ如クニシテ未タ此恩典ニ與ルヲ得ス。偏ニ痛歎ニ堪ヘサルナリ ¹³」とある。贈位の請願は明治 29 年の時点で多くの「古徃ノ忠良」が贈位されているにもかかわらず、宗助国らには行われていないことへの異議申し立てでもあった。

そしてこの贈位要求のレトリックに同時代の「国防」が用いられるのである。すなわち、「……方今ノ氣運四海ノ形勢ニシテ何レノ日カ外邦不測ノ變ナキヲ保スヘカラス。明治二十七年既ニ清國ニ事アリ我國モ亦何ソ寇患ナキヲ期スヘケンヤ。我島民タル者ハ實ニ此古ニ鑑ミ其責ヲ重シ忠勇公ニ奉シ義烈國ニ報セサルヘカラス ¹⁴」と、2年前に勃発していた日清戦争を引き合いに出して、万一外国と戦闘に及ぶ場合は宗助国の働きを鑑とすると述べるのである。

この請願書を受けた、黒田宛の土方の意見書には、

「(前略)明治二十七年征清ノ役興ルヤ島民助國ノ義ヲ慕フコト益々切ニシテ当時清軍若シ海ヲ渡ラハ島民挙テ助國ノ古事ニ倣フコトヲ誓ヒ而シテ宗伯爵モ亦タ之ニ與レリト云フ。助國ノ遺蹟今尚ホ赫々タルモノ是ノ如シ。

嗚呼何レノ日カ外邦不測ノ変ナカランヤ。殊ニ對馬ノ如キハ絶海ノ孤島東洋ノ咽喉ニシテー朝有事ノ時ハ其國辱ヲ受クルト否トハーニ島民敵愾心ノ有無ニ関ス。然ルニ該島民一致シテ此ノ請願ヲ為ス。豈偶然ナランヤ。茲ニ追賞ノ典アラスンハ何ソ能ク人ヲ勧メン。宜シク助國ノ舊功ヲ録シ特ニ相當位ヲ贈ラレ然ルヘシ(後略)¹⁵」

とあり、請願書のロジックを受け継いで贈位実施を促しているのがわかる。

ともあれ、贈位にせよ、社格にせよ、明治前期の対馬では、宗助国の事績を称揚・顕彰 してより高く評価してもらおうという動きがあったことは確かであり、ここに翻刻紹介す る一連の史料群はそうした動き――明治期における伝承――の一端を示すものである。

【史 料】

以下、①国編記 5108、A 系統②-1 国編記 5105、②-2 同 5106、②-3 対馬「近代文書」47-34-3、③国編記 5107、B 系統④対馬「近代文書」47-14 を翻刻し、さらに参考として⑤「故 宗助国」の「事績調書」中の「略伝」と、⑥「小茂田濱神社宗助國及殉難者贈位之請願」の関連部分も紹介する。史料内容と史実との照合・検証は本稿では行ってい

¹³ 前掲「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、21 画像目。なお句点を付した。

¹⁴ 同上「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、22 画像目。なお句点を付した。

¹⁵ 同上「故正五位下相模守北条時宗以下三名贈位ノ件」、12~13画像目。なお句点を付した。

ない点、ご理解を乞う。

なお、史料の記載に当たっての凡例は以下の通りである。(1)字体は原文に従った。したがって、同じ表現で字体が違うものがある(例:濱・濵、齋・斉)。(2)紙幅の都合上①~④の史料の改行については「/」で示すこととした。(3)句点を補い、また文中人名が列挙されている部分にのみ読点を付した。(4) その他個別の注記は各史料冒頭に記した。

①国編記 5108「宗助国戦死始末」(本文3丁) ※□は判読不能。見せ消し(━) 部分・行間の修正は原文に従った。

宗助國戦死始末

宗助國七郎ト称ス。右馬允二任ス。對馬ノ目代タリ。賽/元中上縣郡伊奈郷ヲ領シ太 宰府ニ居ル。文永十一/年間蒙古ノ将忽敦浩茶丘ハ兵十貳万五千人ヲ卒ヒ髙/麗ノ将 金方慶ハ兵士八千人ヲ率ヒ軍艦九百余艘纜ヲ/髙麗ノ辺浦ニ解キテ来リ侵サムトス。 筑紫戒厳ス。助國兵/ヲ卒ヒテ對馬ニ航シ厳ニ防禦ヲ加へ蒙古ノ来藻ヲ國府ニ/竢 ツ。十月五日蒙古佐須浦ニ寇ス。助國報ヲ聞キ自ラ/騎八十ヲ領シ佐須浦ニ至ル。翌 六日通事眞経男ヲシテ/兵艦来着ノ旨趣ヲ問ハシム。賊兵應セス。直チニ進テ矢ヲ/ 発シ陸ニ上ル者凡壱千余人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シ大二/海濱ニ戦フ。州兵尋テ至 ル。助國賦ヲ射テ数十人ヲ殪ス。/騘馬ニ乗ル者アリ。次子盛就コレヲ射ル。馬ヨリ ※☆?? 落チ/テ死ス。『賊-亦競進ム。助国連発シテ将士四人ヲ殺ス。奮/闘甚タカム。斬穫 数フヘカラス。卯ヨリ辰ニ及フ。衆寡敵セ/ス遂ニ之ニ死ス。其臣斉藤兵衛三郎資定 ト云フ者アリ。/驍勇倫ヲ絶シ刀ヲ揮ヒテ奮戦シ職ヲ斬ルコ尤多シ。刀/折ル、ニ會 フ。直チニ准テ輔ト摶チ石ヲ以テ其而ヲ撲チ/九人ヲ殺シテ後ニ死ス。賦兵辟易シ火 フ海濱二放チテまル。/助國カ郎党小太郎兵衛次郎急ヲ博多ニ告ク。我兵/ブルノ役 ニ死スル其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎盛就、一/族宗次郎盛維、宗三郎盛継、宗 五郎盛忠、宗六郎盛/家、宗七郎左衛門国尚、宗大和守安盛、宗藤四郎、宗内/ 藏、 宗右馬八郎茂清、宗弥太郎盛経、宗刑部亟、在廳左近、/流人肥後國御家人口井藤 三、源三郎、主前、庄太郎入∕道、源八、□俵伊賀守、俵内膳、中原善九郎茂利、立 石/源七入道宗古、立石三左工門尉昌久、大浦壹岐守、阿比畄小/ 六、阿比肖伊右衛門尉、阿比肖日向守、斉藤带刀、斉藤加賀/守、斉藤才兵衛盛政、 斉藤次#左衛門尉、齋藤藤内、/ 枩岡宮内、長野源六等ナリ。嗚呼文永ノ事ノ如キ元 主/忽必烈趙宋ヲ席巻シタルノ勢ヲ移シ来テ辺海ニ迫ル/勢尤猖獗。助國孤軍ヲ提 ケ之ニ当ル。全軍覆没未以テ/ 虜ヲ鏖スル能ハサルモ敵ヲ八面ヲ郤ケ勇闘力戦能 ク/其鋒ヲ挫キ彼レヲシテ我兵ノ與シ易カラスシテ神州ヲ/圖ル可ラサルヲ知ラシム ルモノコ、二於テカ在リ。助国國難ニ殉/スルヤ時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濱 ニ建テ祀リ/テ軍神トス。斉藤資定外士民ノ此ノ役ニ死スル者ヲ従/祠ト為シ之レヲ

軍功神ト云フ。後チ正平二十四年副刑部少/輔宗経茂軍神ヲ尊崇シ改メテ之レヲ師大明神ト号ク。/明治元年戊辰三月明神ノ号ヲ改メテ小茂田濱神社ト/称ス。十五年十二月縣社・ナル。十七年八月二日幣帛料ヲ/下附セラル。

※欄外書込:○古ヨリ未曽テ之アラサルノ/禍ニシテ對馬固リ其衝/ニ當ル其地ヲ守ル者ハ即/宗氏佐須ノ戦ハ葢又/□交兵ノ初タリ是ノ

A 系統

②-1国編記 5105「宗助国戦死始末」(本文4丁) ※見せ消し(一) 部分は原文では「、」で打ち消している。」は①国編記 5108 の修正・欄外書き込みが反映されたと考えられる箇所。」は5108 と場所が異なる箇所。傍点は5108 と字が異なる箇所(異体字などは除く)。なお末尾「正平二十四年」の後の割注は原文では「酉」の字が判読不能の誤字で「己酉」と訂正されている。表記上「己酉」で割注とした。

宗助國戦死始末

宗助國七郎ト称ス。右馬允二任ス。對馬/ノ目代タリ。上縣郡伊奈郷ヲ領シ太宰/府 ニ居ル。文永十一年最元ノ将忽敦浩/茶丘ハ兵士貳萬五千人ヲ卒ヒ高麗ノ/将金方慶 ハ兵十八千人ヲ卒ヒ軍艦九/百余艘纜ヲ高麗ノ邊海ニ解キテ来リ/侵サムトス。筑紫 戒厳ス。助國兵ヲ卒ヒ/テ對馬ニ航シ厳ニ防禦ヲ加へ之ヲ國/府ニ俟ツ。十月五日虜 佐須浦ニ設ス。助/國報ヲ聞キ自ラ騎八十ヲ領シ佐須浦/ニ至ル。翌六日通事眞経男 ヲシテ兵艦/来着ノ旨趣ヲ問ハシム。賊兵應セス。直/チニ准テ矢ヲ発シ陸ニ上ル者 凡壹千/余人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シ大ニ海濱/ニ戦フ。州兵尋テ至ル。助國射テ数 拾人/ヲ殪ス。騘馬ニ乗ル者アリ。次子盛就コ/レヲ射ル。馬ヨリ落チテ死ス。虜亦 競進/ム。助國連発シテ将士四人ヲ殺ス。奮闘/甚タ力ム。斬穫数フヘカラス。卯 ヨリ辰/二及フ。衆寡敵セス遂二之二死ス。其臣/斉藤兵衛三郎資定ト云フ者アリ。 驍勇/倫ヲ絶シ刀ヲ揮ヒテ奮戦シ敵ヲ斬ル/コト尤多シ。刀折ル、ニ會フ。直チニ 進/テ敵ト摶チ石ヲ以テ其面ヲ撲チ九人/ヲ殺シテ後ニ死ス。助國カ郎党小太郎/兵 衛次郎急ヲ博多ニ告ク。我兵佐須二/死スル其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次/郎盛 就、一族宗次郎盛維、宗三郎盛継、宗/五郎盛忠、宗六郎盛家、宗七郎左衛門國/ 尚、宗大和守安盛、宗藤四郎、宗内藏、宗右/馬八郎茂清、宗弥太郎盛経、宗刑部 亟、俵/伊賀守、俵内膳、中原善九郎茂利、立石源/七入道宗古、立石三左衛門尉昌 久、大浦/壹岐守、阿比畄小六、阿比畄伊右衛門尉、/阿比畄日向守、斉藤带刀、斉 藤伊賀守斉/藤才兵衛盛政、斉藤次左衛門尉、齋藤藤/内、森岡宮内、長野源六、在 廳左近、流人肥/後國御家人口井藤三、源三郎、三郎、庄太/郎入道源八等ナリ。嗚 呼文永ノ事ノ如/キ古ヨリ未曽テ之アラサルノ禍二/シテ對馬固ヨリ其衝二當ル。其 地ヲ守ル者/ハ即宗氏。佐須ノ戦ハ葢又交兵ノ初タ/リ。是ノ役ヤ元主忽必烈趙宋ヲ 席巻シノタルノ勢ニ乗シ来テ邊海ニ迫ル勢尤/猖獗。助國孤軍ヲ提ケ之ニ当ル。全軍

覆/没未以テ之ヲ鏖スル能ハサルモ敵ヲ/八面ニ郤ケ勇闘力戦能ク其鉾ヲ挫キ/彼レヲシテ我兵ノ與シ易カラスシテ/神州ノ圖ル可ラサルヲ知ラシムルモ/ノコ、ニ於テカ在リ。助國國難ニ殉ス/ルヤ時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂/田濵ニ建テ祀リテ軍神トス。斉藤資定/等士民ノ此ノ役ニ死スル者ヲ従祠ト/為シ之レヲ軍功神ト云ヲ。後チ正平二/十四年副部少輔宗経茂軍神ヲ尊崇/シ改メテ之ヲ師大明神ト号ク。明治/元年戊辰三月明神ノ号ヲ改メテ小茂/田濵神社ト称ス。十五年十二月社格ヲ/縣社ニ進ム。十七年八月二日幣帛料ヲ/下附セラル。

宗助國戦死始末

宗助國七郎ト称ス。右馬允ニ任ス。對馬ノ目代タリ。/上縣郡伊奈郷ヲ領シ太宰府ニ
居ル。文永十一年景/ <u>元</u> ノ将忽敦浩茶丘ハ兵士貳万五千人ヲ率ヒ髙麗/ノ将金方慶ハ
兵士八千人ヲ率ヒ軍艦九百餘艘纜/ヲ髙麗ノ邊浦ニ解キテ来リ侵サムトス。筑紫戒
厳/ス。助國兵ヲ率ヒテ對馬□航□厳ニ防禦ヲ加へ <u>之</u> /ヲ國府ニ竢ツ。十月五日 <u>虜</u> 佐
須浦ニ寇ス。助國報ヲ/聞キ自ラ騎八十ヲ領シ佐須浦ニ至ル。翌六日通事/眞 経 □
□□テ兵艦来着ノ旨趣ヲ問ハシム。賊兵應/□□□□進テ矢ヲ発シ陸ニ上ル者凡壱千
餘□/□□□□軍□指麾シ大ニ海濱二戦 □ 州兵尋テ/至ル。□□□□数十人ヲ殪
ス。騘馬ニ乗ル者アリ。次/子盛□□□ヲ射ル。馬ヨリ落チテ死ス。 <u>虜</u> 亦競進ム。/
助國連発シテ将士四人ヲ殺ス。奮闘甚タ力ム。斬穫/数フヘカラス。卯ヨリ辰ニ及
フ。衆寡敵セス。遂ニ之/ニ死ス。其臣齋藤兵衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇/倫ヲ
絶シ刀ヲ揮ヒテ奮戦シ <u>敵</u> ヲ斬ルヿ尤多シ。刀/折ル、ニ會フ。直チニ進テ <u>敵</u> ト摶チ石
ヲ以テ其面/ヲ撲チ九人ヲ殺シテ後ニ死ス。助國カ郎党小太郎/兵衛次郎急ヲ博多ニ
告ク。我兵佐須ニ死スル其名/ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎盛就、一族宗次郎盛
維、/宗三郎盛継、宗五郎盛忠、宗六郎盛家、宗七郎左衛門/國尚、宗大和守安盛、
宗藤四郎、宗内藏、宗右馬八郎茂/清、宗弥太郎盛経、宗刑部亟、俵伊賀守、俵内
膳、中原善/九郎茂利、立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、/大浦壹岐守、阿
比留小六、阿比留伊右衛門尉、阿比留/日向守、齋藤帯刀、齋藤加賀守、齋藤才兵衛
盛政、齋藤/次左衛門尉、齋藤藤内、森岡宮内、長野源六、在廳左近、/流人肥後國
御家人口井藤三、源三郎、三郎、庄太郎入/道、□□等□□嗚呼文永ノ事ノ如キ古
ヨリ未曽テ∕之□□□□□□□□テ對馬固ヨリ其衝□當ル。其地∕□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□須ノ戦ハ蓋又交□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□尤猖獗。助國孤軍□提ケ之二/當□□□□□□以テ之ヲ鏖スル能
ハサルモ敵ヲ/八面ニ郤□勇闘力戦能ク其鋒ヲ挫キ彼レヲシテ/我兵ノ與シ易カラス

シテ神州ノ圖ル可ラサルヲ/知ラシムルモノコ、ニ於テカ在リ。助國國難ニ殉/スルヤ時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濱ニ建/テ祀リテ軍神トス。齋藤資定等士民ノ此ノ役ニ死/スル者ヲ従祠ト為シ之レヲ軍功神ト云フ。後チ正/平二十四年副刑部少輔宗経茂軍神ヲ尊崇シ改メ/テ之レヲ師大明神ト号ク。明治元年最三月明神ノ/号ヲ改メテ小茂田濱神社ト称ス。十五年十二月社/格ヲ縣社二進ム。十七年八月二日幣帛料ヲ下附セ/ラル。

②-3対馬「近代文書」47-34-3「宗助国戦死始末」(3丁) ※_ は①国編記 5108 の修正・欄外書き込みが反映されたと考えられる箇所。_ は 5108 と場所が異なる箇所。傍点部分は国編記 5105・5108 との異同。見せ消し (一) 部分は原文に従った。

宗助國戦死始末

宗助國七郎ト称ス。右馬允二任ス。對馬ノ目代タリ。/上縣郡伊奈郷ヲ領シ太宰府ニ 居ル。文永十一年/『元ノ将忽敦浩茶丘ハ兵士二万五千人ヲ率ヒ髙/麗ノ将金方慶ハ 兵士八千人ヲ率ヒ軍艦九百/餘艘纜ヲ髙麗ノ邉浦ニ解キテ来リ侵サントス。/筑紫戒 厳ス。助國兵ヲ率ヒテ對馬ニ航シ厳ニ防禦ヲ加へ之ヲ國府ニ竢ツ。十月五日虜佐須浦 兵艦来着ノ旨趣/ヲ問ハシム。賊兵應セス。眞ニ進テ矢ヲ発シ陸ニ/上ル者凡壱千餘 人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シ大二/海濱二戦フ。州兵尋テ至ル。助國射テ数十人ヲ殪/ ス。驄馬ニ乗ル者アリ。次子盛就之ヲ射ル。馬ヨリ/落チテ死ス。虜亦競進ム。助國 連発シテ将士/四人ヲ殺ス。奮闘甚タカム。斬獲数フヘカラス。卯/ヨリ辰ニ及フ。 衆寡敵セス遂ニ之ニ死ス。其臣斉/藤兵衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇倫ヲ絶シ/刀 ヲ揮ヒテ奮戦シ敵ヲ斬ル事尤多シ。刀折ル、二/會フ。直チニ進テ敵ト摶チ石ヲ以テ 其面ヲ撲チ/九人ヲ殺シテ後ニ死ス。助國カ郎党小太郎兵衛/兵衛次郎急ヲ博多ニ告 ク。我兵佐須ニ死スル/其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎盛就、一族宗/次郎盛維、 宗三郎盛継、宗五郎盛忠、宗六郎/盛家、宗七郎左衛門國尚、宗大和守安盛、宗/藤 四郎、宗内藏、宗右馬八郎茂清、宗弥太郎/盛経、宗刑部烝、俵伊賀守、俵内膳、中 原善九郎/茂利、立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、/大浦壹岐守、阿比留小 六、阿比留伊右衛門尉、阿比/ 畱日向守、斉藤帯刀、斉藤加賀守、斉藤才兵/衛盛 政、斉藤次左衛門尉、斉藤藤内、森岡宮/内、長野源六、在廳左近、流人肥後國御家 人口/井藤三、源三郎、三郎、庄太郎入道、源八等ナリ。/嗚呼文永ノ事ノ如キ古ヨ リ未タ曽テ之アラサルノ/禍ニシテ對馬固ヨリ其衝ニ當ル。其地ヲ守ル者ハ/即チ宗 氏。佐須ノ戦ハ葢シ又交兵ノ初タリ。是ノ/役ヤ元主忽必烈趙宋ヲ席巻シタルノ勢ニ 乗シ/来テ辺海ニ迫ル勢尤猖獗。助國孤軍ヲ提ケ之/ニ當ル。全軍覆没未以之ヲ鏖ス ル能ハサルモ/敵ヲ八面ニ郤ケ勇闘力戦能ク其鋭ヲ挫キ彼ヲ/シテ我兵ノ與シ易カラ スシテ神州ノ圖ルヘカラサルヲ/知ラシムルモノ茲ニ於テカ在リ。助國國難ニ殉スル

ヤ/時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濱ニ建テ祀リ/テ軍神トス。斉藤資定等士民ノ此ノ役ニ死スル者/ヲ従祠ト為シ之ヲ軍功神ト云フ。後チ正平二十/四年副刑部少輔宗経茂軍神ヲ尊崇シ改メ/テ之ヲ師大明神ト號ク。明治元年度三月明/神ノ號ヲ改メテ小茂田濱神社ト称ス。十五年十二/月社格ヲ縣社ニ進ム。十七年八月二日幣帛料/ヲ下附セラル。

③国編記 5107「宗助国戦死始末」(本文3丁) ※囲み線 部分は①~②に無かった、もしくは異なる部分。 は国編記 5105 にあった修正箇所が反映された部分。

宗助國戦死始末

宗助國七郎ト称ス。右馬允二任ス。對馬ノ目代タリ。上縣/郡伊奈郷ヲ領シ太宰府ニ 居ル。文永十一年墨元ノ将/忽敦浩茶丘ハ兵十二萬五千人ヲ卒ヒ髙麗ノ将金方/慶ハ 兵士八千人ヲ卒ヒ軍艦九百余艘纜ヲ高麗ノ/辺ニ解キテ来リ侵サムトス。筑紫戒厳 ス。助國兵ヲ卒ヒテ/對馬ニ航シ厳ニ防禦ヲ加ヘ之ヲ國府ニ俟ツ。十月五日/虜佐須 浦二寇ス。助國報ヲ聞キ自ラ騎八十ヲ領シ/佐須浦二至ル。翌六日通事眞経男ヲ [遺]シテ故ヲ問/ハシム。賊兵應セス。直チニ進テ矢ヲ発シ陸ニ上ル者凡一/千余人。 助國乃チ諸軍ヲ指壓シ大ニ海濱ニ戦フ。州兵/尋テ至ル。助國射テ数拾人ヲ殪ス。騘 馬二乗ル者アリ。次子/盛就コレヲ射ル。馬ヨリ落チテ死ス。虜亦競進ム。助國連/ 發シテ将士四人ヲ殺ス。拒戦甚タ力ム。斬穫数フヘカラス。/卯ヨリ辰ニ及フ。衆寡 敵セス遂ニ之ニ死ス。其臣齋藤/丘衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇倫ヲ絶シ刀ヲ揮 ヒ/テ奮戦シ敵ヲ斬ルコト尤多シ。刀折ル、ニ會フ。直チニ/進テ敵ト摶チ石ヲ以テ 其面ヲ撲チ九人ヲ殺シテ後ニ/死ス。助國カ郎党小太郎亡衛次郎急ヲ博多ニ告ク。/ 我兵佐須二死スル其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎/盛就、一族宗次郎盛維、宗三郎 盛継、宗五郎盛忠、/宗六郎盛家、宗七郎左衛門國尚、宗大和守安盛、/宗藤四郎、 宗内藏、宗右馬八郎茂清、宗弥太郎/盛経、宗刑部硕、俵伊賀守、俵内膳、中原善九 郎/茂利、立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、大浦/壱岐守、阿比畄小六、阿 比畄伊右衛門尉、阿比畄目/尚守、齋藤帯刀、斎藤伊賀守、斎藤才兵衛盛/政、斎藤 次左衛門尉、齋藤藤内、森岡宮内、長野源六、左廳左近、流人肥後國御家人口井藤 三、源/三郎、三郎、庄太郎入道、源八等ナリ。嗚呼文永ノ/事ノ如キ古ヨリ未曽テ **之アラサルノ禍ニシテ對馬間リ/其衝ニ営ル。其地ヲ守ル者ハ即宗氏。佐須ノ戦ハ**盖 又/交兵ノ初タリ。是ノ役ヤ元主忽必烈趙宋ヲ席捲シ大/兵ヲ以テ入寇ス。勢尤猖 獗。助國孤軍ヲ提ケ之ニ当ル。/全軍覆没未以テ之ヲ鏖スル能ハサルモ勇闘力戦/能 ルモノコ、二於テカ在リ。助/國力國難ニ殉スル時 人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂 田/濵ニ建テ祀リテ軍神トス。齋藤資定等士民ノ此ノ/役ニ死スル者ヲ従祠ト為シ之 レヲ軍功神ト云フ。後チ/正平二十四年副刑部少輔宗経茂軍神ヲ尊崇シ/改メテ之ヲ

師大明神ト号ク。明治元年三月明神ノ/号ヲ改メテ小茂田濵神社ト称ス。十五年十二 月社格/ヲ縣社ニ進ム。十七年八月二日幣帛料ヲ下附セラル。

B系統

④対馬「近代文書」47-14「宗助国戦死始末」(4丁) ^{16.17} ※_ は A 系統に無い表現・文章。 囲み線 部分は①国編記 5108 の文章が復活している部分。

宗助國戦死始末

宗助國譽選三世外惟宗氏智是七郎ト稱ス盤。右馬允州中国第二十二年入。對馬ノ目/代 <u> 野馬圏八幡宮旧文書日準画養ニハ守護代ニ</u>/<u>パ代宮ニ作リ八幢圏</u>タリ。寛永四年西家兄重尚/對馬ノ在廰阿比留國時 作[3]安記ニハ守護人ニ作[]関東宗子傳ニ/<u>☆訓ニハ地頭三作取</u>タリ。寛永四年西家兄重尚/對馬ノ在廰阿比留國時 ヲ討シ爾来上縣郡伊奈/郷ヲ領シ鱧太宰府ニ居ル豐。文永十一年間/蒙古ノ将忽敦浩 茶丘ハ兵士貳萬五千人論體/<u>ハ三萬人市-年以日</u>港リア率ヒ髙麗ノ将金方/慶ハ兵士八千人ヲ率ヰ 軍艦九百余艘型車 Tate である。 電子 である Tate である Tate である Tate である Tate である Tate である。 電子 Tate できましょう Tate できまり Tate できましょう Tate できましょう Tate できまり Tate できまり Tate できましょう Tate できましょう T カ為二戒厳ス。助國兵ヲ率/ヰテ對馬ニ航シ厳ニ防禦ヲ加へ蒙古ノ来寇ヲ/ヲ國府 二族ツ融。十月五日聖祖線三八申刻/蒙古ノ兵艦島ノ西面ナル佐須浦楽藤曹祖とノモニた ス。酉刻國府地頭所ニ急ヲ告ク。助/國自ラ親兵八十余騎ヲ領シテ直チニ出発シ丑/ 刻佐須浦ナル小茂田濱ニ達ス。翌六日卯剋通事/真經男門県産会議会第二ヲ行人トシテ兵/ 艦来着ノ|旨趣|ヲ問ハシム。賊兵應セス。直チニ進/ミテ矢ヲ發シ兵舩七八艘ヲ以テ 陸二上ル者凡/壱千余人。助國乃チ諸軍ヲ指壓シテ兵ヲ縦チテ/大ニ海濱二戦フ。州 兵尋キテ至ル。助國モ矢ヲ發/シテ|賊ヲ|射テ数十人ヲ殪ス。其中最先ニ進ミ来/ル | 騘馬八幡豊重測二二乗リタル前隊ノ将アリ。/我カ兵八幡豊重測三八射テ右ノ乳ノ上ニ中ツ。/馬 ヨリ落チテ死ス。是ニ於テ財兵競進ム。助國先驅/衆ヲ勵マシ連發シテ将士四人ヲ 殪シ奮闘甚タ/力ム。斬獲数フヘカラス。辰ノ下刻ニ至リテ衆寡/敵セス従兵ト共ニ 命ヲ沙壌ニ墜ス。其臣齋藤兵/衛三郎資定ト云フ者アリ。驍勇倫ヲ絶シ刀ヲ揮/ヒテ 奮戦シ||賊||ヲ斬ルコ尤多シ。刀折ル、ニ會ヒ/少シモ退カス直チニ進テ||賊||ト摶チ石ヲ 以テ/其面ヲ撲チ九人ヲ殺シテ後ニ死ス豐。此ニ其名ヲ傳フル者、次子宗右馬次郎盛 衛門國尚、宗大和守安盛、宗/藤四郎、宗内藏、俵伊賀守、俵内膳、中原善九郎茂

^{16 「}宗助国戦死事績調査書」に収録されている「宗助国戦死始末」との異同は以下の通り。 i) ④にある「寛永四年」(1627年)が「寛元四年」(1246年)となっている。 ii) 割注部分が() 書きになっている。iii) 人名列挙の部分で「源三郎」の次の「三郎」が削除されている。iv)文章の最後でさらに改行して「明治二十三年八月有栖川熾仁親王殿下ヨリ御親筆ノ額面ヲ賜ハル。寫左ノ如シ」(句点追加)の一文と更に改行してその「寫」の内容である「小茂田濱神社/明治二十三年八月/大勲位熾仁親王御印」(/は改行)が記されている。

¹⁷ 小茂田浜神社文書 1 「祭神及由緒記」に収録されている「社格ノ義ニ付願」に付随する「宗助国 戦死始末」との異同は前註 16 の i) で示した点のみである。

利、/立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌久、大浦壹/岐守、阿比留小六、阿比留 伊右衛門尉、阿比留日向/守、齋藤帯刀、齋藤加賀守、齋藤才兵衛盛政、齋藤次/左 衛門尉、齋藤藤内、森岡宮内、長野源六、宗右馬八/郎茂清學豐豐、宗弥太郎盛経 $\frac{\Delta \Phi B B B B B}{L B B B} = \frac{1}{L}$ 、宗刑部亟、在廳左近、流人肥後國御家人口井 $\frac{\Delta \Phi B B B B B}{L B B B} = \frac{1}{L}$ 藤三、源三郎、 三郎、庄太郎入道源八/☆☆ 等同役ニ戦没ス。||賊兵辟易シ火ヲ海濵| ノ/屋舎 [二放チテ去ル]。助國カ郎党小太郎兵衛次郎/博太二渡リテ注進セリ。同十四日申刻 二壹岐島/ノ西面ニ蒙古ノ兵艦来リ侵ス。守護代平内左衛/門尉経高電スプロッチ ニ御家人百余/騎アリ。庄ノ三郎ハ城ノ前ニテ射戦ス。同十五日/ニ城陥リ経高 城内ニ於テ自害シヌ。同十八日経/高カ下人宗三郎博多へ渡リテ注進セリ。博多ニ/ ハ少貳入道覺恵カ子息三郎左衛門尉景資并二/平四郎入道手光、太郎左衛門等防 禦ノ備ヲ為ス/ト云豐經華紀豐。佐須浦ノ外寇タルヤ元主忽/必烈カ趙宋ヲ席巻 |シタルノ勢ヲ移シ来テ|邊海/ニ迫ルノ時ニ方リ助國身ヲ以テ社稷ノ重ニ任/シ直ニ 孤軍ヲ提ケ大敵ニ應シ戦ヒ虜ヲ鏖スル/能ハサルモ|敵ヲ八面ニ郤ケ|勇闘力戦能ク 虜ノ膽ヲ挫ク。/威厳赫々爾来彼ヲシテ神州ヲ覬覦ス可ラサ/ルノ念ヲ悟ラシムルニ 足レリ。對馬ノ今日アル/助國カ勇武ヲ蒙ラサルナシ。助國國難ニ殉スル/ヤ時人恩 ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濵ニ建テ/祀リテ軍神トス。齋藤資定外士民ノ此ノ役ニ 死/スル者ヲ従祠ト為シ之レヲ軍功學過程//神ト日フ製産。後チ正平二十四年副刑部少 輔宗/経茂軍神ヲ尊崇シ改メテ之ヲ師大明神ト号。/明治元年戊辰三月神祇局御達ニ 拠リ明神ノ号/ヲ改メテ小茂田濱神社ト称ス。

参考

⑤『大正十三年皇太子御成婚贈位内申事績書十八』所収「故 宗助国」中、略伝※改行箇所の「/」表記は行わない。__は④対馬「近代文書」47-14と同じ表現の部分(ただし送り仮名が異なっている部分がある。例:ヒ→ヰ、之レ→之)。

宗助國性ハ惟宗氏七郎ト稱ス。右馬允二任ス。對馬ノ目代タリ。寛元四年家兄重尚對馬ノ在廰阿比留國時ヲ討滅シ爾来上縣郡伊奈郷ヲ領シ太宰府ニ居ル。文永十一年蒙古ノ将忽敦浩茶丘ハ兵士貳萬五千人ヲ率ヰ高麗ノ将金方慶兵八千人ヲ率ヰ軍艦九百餘艘纜ヲ高麗ノ邊浦ニ解キテ来リ侵サムトス。筑紫ノ邊海之カ為ニ戒厳ス。助國兵ヲ率ヰテ對馬ニ航シ厳ニ防禦ヲ加へ蒙古ノ来寇ヲ國府ニ竢ツ。十月五日申剋蒙古ノ兵艦島ノ西面ナル佐須浦ニ寇ス。酉剋國府地頭所ニ急ヲ告ク。助國自ヲ親兵八十餘騎ヲ領シテ直チニ出発シ丑刻佐須浦ナル小茂田濱ニ達ス。翌六日卯剋通事真經男ヲ行人トシテ兵艦来着ノ旨趣ヲ問ハシム。賊兵應セス。直チニ進ミテ矢ヲ發シ兵船七八艘ヲ以テ陸ニ上ル者凡一千餘人。助國乃チ諸軍ヲ指麾シテ兵ヲ縦チテ大ニ海濱ニ戦フ。州兵尋テ至ル。助國モ矢ヲ發チ賊ヲ射テ数十人ヲ殪ス。賊兵競ヒ進ム。助國先驅衆ヲ勵マシ連發シテ将士四人ヲ殪シ奮戦大ニカム。斬獲数フヘカラス。辰ノ下剋ニ至リテ衆寡敵セス

従兵ト共ニ命ヲ沙壌ニ墜ス。享年六十八歳薦田ニ葬ル。正平二十四年宗経茂師大明神 ト號シテ尊崇ス。明治十五年十二月昇格シテ縣社トナル。小茂田濱神社ト謂フ。明治 廿九年十一月四日従三位ヲ贈ラル。

⑥「小茂田濵神社宗助國及殉難者贈位之請願」より「宗助国戦死始末」関連部分抜粋※改行箇所の「/」表記は行わない。一部読点を付した。__は④対馬「近代文書」47-14と同じ表現の部分(ただし語順が変わっている場合や削除された部分がある場合がある)。 傍点は①~④とは異なる字。

(前略) 抑モ文永ノ役此島ノ目代宗右馬允助國、其従兵ト難ニ此地ニ殉スルヤ、其忠 勇義烈固リ千古ヲ貫ク。今之ヲ論セサル猶ホ可ナリ。然リ而シテ^{我輩}島民カ萬世必報 ノ讎トシテ痛ク心肝ニ銘シ、之ヲ磨スル圧滅シ克ハサル所以ノモノハ、果シテ何ノ故 ソヤ。夫レ胡元曽テ趙宋ヲ席巻スルノ餘威ヲ藉リ其非望ヲ肆ニシ、屡使ヲ遣ハシテ 将ニ無禮ヲ我國ニ加ヘントス。然レ任 聖皇上ニ在ス。赫然其請ヲ斥ケ玉ヒ英将下ニ 在リ。断然其使ヲ戮シ頻ニ筑紫ノ邉海ヲ戒厳ス。當時助國太宰府ニ在リ。寡兵ヲ率ヰ テ此島ニ航シ、以テ来寇ヲ國府ニ竢ツ。于時文永十一年甲戌十月、胡元ノ将忽敦浩 茶丘、髙麗ノ将金方慶等兵三万余人、戦艦九百餘艘纜ヲ髙麗ノ邊浦ニ解キ、其五日申 剋此島ノ西岸佐須浦ニ寇ス。酉剋急ヲ國府地頭所ニ告ク。助國親兵纔ニ八十余騎ヲ率 中、咄嗟之ニ向ヒ丑剋佐須浦ニ到ル。翌六日卯剋通事真継男ヲシテ情ヲ問ハシム。賊 兵應セス。弓弩乱射シ兵船七八艘ヲ以テ陸ニ上ル者凡一千余人。助國乃チ孤軍ヲ督シ 兵ヲ縦チテ大ニ海濱二戦フ。助國自ラ矢ヲ發シテ賊ヲ射ルコ数十人、次子右馬二郎亦 射テ其将ヲ殪ス。賊兵猶ホ競ヒ進ム。助國先驅衆ヲ勵マシ奮闘甚力ム。斬獲数フヘカ ラス。辰ノ下剋ニ至リ衆寡敵セス従兵ト共ニ命ヲ沙壌ニ隕ス。其臣齋藤兵衛三郎資定 ト云フ者アリ。驍勇絶倫賊ヲ斬ルコ尤モ多シ。刀折ル、ニ會ヒ進テ賊ト摶チ石ヲ以テ 其面ヲ撲チ九人ヲ殺シテ死ス。今其名ヲ傳フル者、宗右馬次郎盛就、宗二郎盛維、宗 三郎盛継、宗五郎盛忠、宗六郎盛家、宗七郎左衛門國尚、宗大和守安盛、宗藤四郎、 宗内藏、俵伊賀守、俵内膳、中原善九郎茂利、立石源七入道宗古、立石三左衛門尉昌 久、大浦壹岐守、阿比留小六、阿比留伊右衛門尉、阿比留日向守、齋藤帯刀盛直、齋 藤加賀守、齋藤才兵衛、齋藤次左衛門、齋藤藤内、森岡宮内、長野源六、宗右馬八郎 茂清、宗彌太郎盛経、宗刑部烝、在廳左近、流人肥後國御家人口井藤三、源三郎、庄 太郎入道、源八等此役ニ戦没ス。賊兵辟易シテ退キ、火ヲ海濵ノ屋舎ニ放チ、艦ニ乗 シテ壹岐ヲ侵サントシ、復其猖獗ヲ此島ニ逞フスルヲ得ス。嗚呼助國躬ヲ以テ邦家ノ 大難ニ當リ、孤軍ヲ提ケテ此絶地ニ入リ、前ニ大敵ヲ受ケ、後ニ應援ヲ断チ、毅然動 セス、突進奮撃賊兵ヲ蹂蹈シ虜膽摧破ス。衆寡素ヨリ之ヲ鏖スルヿ能ハサルモ一軍舉 テ國ニ殉シ、彼レヲシテ殆ト其残忍暴戻ヲ施スニ至ラシメス。島民天日ヲ拝シ、子遺 今日ニ存スルモノハ孰レカ助國忠勇義烈ノ賜ニ非スト謂フヲ得ヘケンヤ。時ニ國體ヲ

保維シ國威ヲ宣揚スルニ至テハ其レ焉レヨリ大ナルハ莫シ。古ヨリ勤王ノ将或ハ命ヲ逆徒ニ授ケ、報國ノ士或ハ身ヲ乱賊ニ殪スモノ既ニ枚挙ニ遑アラスト雖モ、苟モ身命ヲ外寇ニ致シテ以テ國體ヲ保維シ、國威ヲ宣揚スルヿ此ノ如クナルハ、未タ其比ヲ知ラサルナリ。文永以降虜賊此島ノ邉岸ニ寇スルヿ有ルモ、未ター回ノ國體ヲ黷スニ至ラサル所以ノモノハ、助國ノ子孫能ク其遺勲ヲ守リ、助國ノ威徳深ク民心ニ存スルニ是レ由ル。初メ助國ノ國難ニ殉スルヤ、時人恩ヲ感シ義ヲ慕ヒ祠ヲ小茂田濵ニ建テ軍神ニ鎮祭シ、其戦死者ヲ従祠ス。正平二十四年己酉曽孫刑部少輔宗経茂、之ヲ尊崇シテ師大明神ト稱ス。明治元年戊辰三月神祇局御達ニ據リ明神ノ号ヲ止メ小茂田濵神社ト改ム。同七年六月村社ニ列シ、同十五年十二月縣社ニ進ミ、同十七年ニ至リ年々例祭幣帛料頒與ノ榮典ヲ蒙ル。嗚呼助國ノ功績ヤ既ニ史傳ニ歷々タリ。(後略)

記 本稿は、人間文化研究機構「北東アジア地域研究推進事業」島根県立大学 NEAR センター拠点 プロジェクト「北東アジアにおける近代的空間の形成とその影響」の成果の一部である。

(ISHIDA Toru)